



第105回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月17日（金）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

福井市大手3丁目7番1号
福井県織協ビル 10階ホール

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の
株主総会会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようにご注意ください。

目次

■ 第105回定時株主総会招集ご通知 ……	2
■ 株主総会参考書類 ……	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	
第4号議案 退任取締役に対し退職 慰労金贈呈の件	
■ 添付書類	
事業報告 ……	13
連結計算書類等 ……	36
監査報告書 ……	59

社 是

- ① 開拓者精神
- ② 総合商社の目的達成
- ③ 働きがいのある職場達成
- ④ 私達は会社の仕事を通じて社会に貢献しよう

行動指針

1. 法令を遵守し、社会良識を持って行動します。
2. 時代の流れに対応し、企業価値向上を図ります。
3. お客様の信頼や期待に応える商品・サービスを提供します。
4. 健全な事業活動を展開し、仕事を通じて社会に貢献します。
5. 働きがいのある職場を整備し、社員の活力を引き出します。

定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

【株主様へのお願い】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面による事前の議決権行使をいただくようお願いいたします。

【来場される株主様へのお願い】

- ご来場の株主様は総会開催日時点までのご自身の体調を確認の上、マスク着用などの感染予防をお願いいたします。
- 検温をさせていただき、発熱、咳等の症状のある方は、感染防止のため、入場をお控えいただくことがございます。
- 株主総会の議事は、感染防止のため、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して行う予定です。

【当社の対応】

- 会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。
- 当社役員と運営スタッフは、検温や体調確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- 状況により当日の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.mitani-corp.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

(証券コード8066)
2022年6月2日

株 主 各 位

福井市豊島一丁目3番1号
三谷商事株式会社
代表取締役社長 三 谷 聡

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使については、可能な限り書面又はインターネット等による事前行使をご検討ください。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（3頁及び4頁）をご参照の上、2022年6月16日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	福井市大手3丁目7番1号 福井県織協ビル10階ホール
3 目的事項	報告事項 (1) 第105期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第105期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.mitani-corp.co.jp/>)に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席になる場合

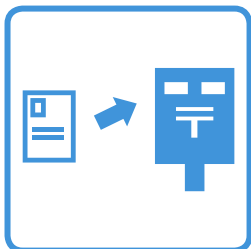


同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日 時

2022年6月17日（金曜日）
午前10時

株主総会にご出席にならない場合



議決権行使書用紙を郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否をご表示の上投函

行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合
(パソコン又はスマートフォン)

各議案に対する賛否をご入力
行使方法につきましては、4頁をお読みください。

行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後5時30分入力分まで

ご注意

1. 当日ご出席の場合は、郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

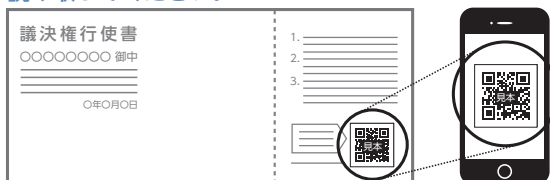
以 上

インターネット等による議決権行使について

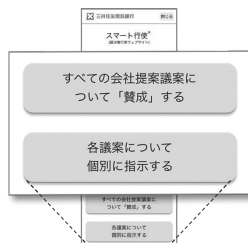
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

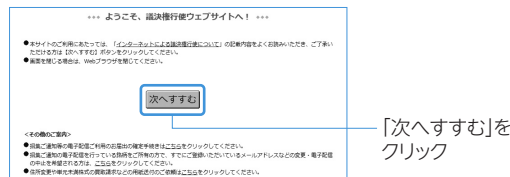
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただく、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

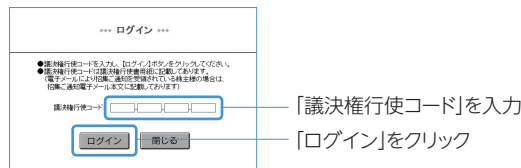
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

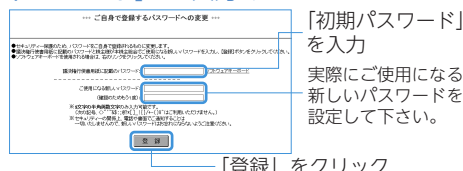
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

その他のご照会は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- 1 証券会社に口座をお持ちの株主様
株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。
- 2 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社の利益配分に関する基本方針は、中長期的な観点から安定的に配当できることを基本とし、将来のM&Aによる事業展開と業績の状況を総合的に勘案して決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、上記方針及び諸般の状況を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1 株につき…………… 金18円
	総額…………… 金1,653,763,914円
	2021年10月1日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。分割実施を考慮しない配当額は年間136円（中間配当金64円、期末72円）となります。
剰余金の配当が効力を生ずる日	2022年6月20日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第16条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

②株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるためこれを削除するものであります。

③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第16条 当社は、 <u>株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<u>第16条</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>
<新設>	<u>附則第1条</u> <u>変更前定款第16条の規定の削除及び変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>③本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、現在の取締役全員（7名）の任期が満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席率
1	み たに あきら 三谷 聡	再任	代表取締役社長 情報システム事業部長	100% (12回/12回)
2	み たに そう いち ろう 三谷聡一郎	再任	常務取締役執行役員 財務部長	100% (12回/12回)
3	すが はら みのる 菅原 實	再任	取締役 菅原工芸硝子(株)代表取締役会長 (株)九十九里自動車教習所代表取締役会長	100% (12回/12回)
4	さ の とし かず 佐野 俊和	再任	取締役 コマツサービスエース(株)代表取締役社長 福井鐵工(株)代表取締役会長	92% (11回/12回)
5	わた なべ たか つぐ 渡辺 崇嗣	再任	取締役 (株)駒屋代表取締役社長	100% (12回/12回)
6	ふじ た とも ぞう 藤田 知三	再任	取締役 財団医療法人藤田記念病院院長	100% (12回/12回)

候補者
番号

1

み たに
三谷

あきら
聡

再任

生年月日
1962年8月28日生

所有する当社の
株式数
3,257,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 2 月 当社取締役
1989年 2 月 当社専務取締役
1989年11月 当社取締役副社長
1994年12月 三谷セキサン(株)代表取締役社長
1995年 1 月 当社取締役
1998年 6 月 当社代表取締役社長（現在）

取締役候補者とした理由

1998年より当社の代表取締役社長を務めており、豊富な実績と幅広い見識を有し、今後も当社グループの持続的な企業価値の向上が期待できることから、当社の取締役に適任と判断したためであります。

候補者
番号

2

み たに そう いち ろう
三谷聡一郎

再任

生年月日
1992年11月23日生

所有する当社の
株式数
17,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2016年 4 月 富士ゼロックス(株)入社
2018年 4 月 当社に入社
2018年 4 月 当社顧問
2018年 6 月 当社取締役建材事業部長 北陸地区担当
2019年 6 月 当社取締役エネルギー本部 中日本エネルギー事業部長
2020年 6 月 当社常務取締役財務部長（現在）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、建材事業部長、中日本エネルギー事業部長を歴任し、強いリーダーシップと推進力を発揮して成果を上げ、今後も当社グループの企業価値の向上が期待できることから、当社の取締役に適任と判断したためであります。

候補者
番号

3

すが はら
菅原みのる
實

再任

生年月日
1940年1月17日生所有する当社の
株式数
40,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1965年3月 菅原工芸硝子(株)取締役千葉工場長
1992年6月 当社取締役（現在）
1995年10月 (株)九十九里自動車教習所代表取締役（現在）
1997年3月 菅原工芸硝子(株)代表取締役社長
2012年10月 同社代表取締役会長（現在）

（重要な兼職の状況）
菅原工芸硝子(株) 代表取締役会長
(株)九十九里自動車教習所 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な実績と幅広い見識を有し、今後も公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただけることが期待できることから、当社の取締役に適任と判断したためであります。

候補者
番号

4

さ の
佐野とし かず
俊和

再任

生年月日
1962年6月7日生所有する当社の
株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年3月 コマツ福井(株)（現コマツサービスエース(株)）専務取締役
2001年5月 同社代表取締役社長（現在）
2006年6月 当社取締役（現在）
2010年6月 福井小松フォークリフト(株)（現コマツサービスエース(株)）代表取締役社長
2015年6月 福井鐵工(株)代表取締役会長（現在）

（重要な兼職の状況）
コマツサービスエース(株) 代表取締役社長
福井鐵工(株) 代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

経営者としてのこれまでの実績と企業経営に関する高い見識を有し、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。今後も当社の株主価値・企業価値向上への貢献が期待できることから、当社の社外取締役に適任と判断したためであります。

候補者
番 号

5

わた なべ たか つぐ
渡辺 崇嗣

再任

生年月日
1975年8月13日生

所有する当社の
株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 5 月 (株)駒屋代表取締役社長（現在）

2003年 6 月 三谷セキサン(株)監査役

2006年 6 月 同社取締役（現在）

2017年 6 月 当社取締役（現在）

(重要な兼職の状況)
(株)駒屋 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な実績と幅広い見識を有し、今後も経営全般について助言をいただけることが期待できることから、当社の取締役に適任と判断したためであります。

候補者
番 号

6

ふじ た とも ぞう
藤田 知三

再任

生年月日
1963年2月16日生

所有する当社の
株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月 ふくい藤田美術館理事長（現在）

1998年 4 月 ふくい藤田美術館館長（現在）

2002年 6 月 (株)福井新聞社監査役

2013年 6 月 同社取締役（現在）

2017年 6 月 当社取締役（現在）

2021年 6 月 藤田記念病院院長（現在）

(重要な兼職の状況)
財団医療法人藤田記念病院院長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

院長として経営に関する専門的な知識等を有し、当社取締役会において積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。今後も当社グループ経営の監督及び助言が期待できることから、当社の社外取締役に適任と判断したためであります。

- (注) 1. 当社は、菅原工芸硝子(株)、コマツサービスエース(株)及び福井鐵工(株)と取引関係があります。
2. 佐野俊和氏及び藤田知三氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
3. 佐野俊和氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって16年であります。
4. 藤田知三氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年であります。
5. 当社は、菅原實氏、佐野俊和氏、渡辺崇嗣氏及び藤田知三氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2022年3月5日に元取締役山崎貞人氏が逝去され、また、本株主総会終結の時をもって、取締役谷山順道氏は任期満了により退任されることから、各氏在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
山崎 貞人	2020年6月 当社取締役 2022年3月 逝去
谷山 順道	2020年6月 当社取締役（現在）

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

■ 全般的な事業の概況

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この適用に関する売上高の減少は1,449億59百万円になります。以下の経営成績に関する説明の売上高については、増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は2,993億50百万円(前連結会計年度は3,969億73百万円)となりました。原油価格の上昇に伴い石油製品の価格も上昇するなど、プラスの影響がありました。

その一方で、当連結会計年度期首より収益認識会計基準等を適用したこと、生コンクリートやセメントなどの建設資材販売事業において北陸新幹線工事需要の終了に伴い北陸地域の販売数量が減ったことなど、マイナスの影響がありました。以上のことにより、売上高は大きく減少しております。

営業利益につきましては、207億33百万円(前期比3.0%増)となりました。

増加の要因としては、 Gondola 事業において延期されていたビル改修工事等が動き始め販売が好調であったこと、スパイス事業、動物性飼料事業、アクリル板加工販売事業において販売が好調であったことなどがありました。

減少の要因としては、エネルギー事業で石油製品の価格が上昇していった中で価格転嫁が進みにくかったことや、北陸新幹線工事の需要が終了したこと、生徒1人に1台パソコンやタブレット端末を整備する「GIGAスクール」の特需が前期中で終了し今期はなかったこと、風力事業においてはFIT期間終了後に発生する風車の撤去に伴う資産除去債務の計上に伴い償却費用が増えたことなどがありました。

また、高速道路サービスエリア事業は引き続き新型コロナウイルス感染症による影響を受けており厳しい状況でした。

経常利益につきましては、226億88百万円(前期比0.0%減)となりました。

この結果、税金等調整前当期純利益は216億57百万円(前期比2.1%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は130億76百万円(前期比5.0%増)となりました。収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は1,449億59百万円減少し、営業利益及び経常利益はそれぞれ51百万円増加しております。

セグメント別の概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

【情報システム関連事業】

情報システム関連事業におきましては、売上高は248億26百万円（前連結会計年度は286億69百万円）となり、営業利益は39億46百万円（前期比2.2%減）となりました。

収益認識会計基準等の適用の影響としましては、売上高は15億52百万円減少、営業利益は30百万円減少しております。

売上高につきましては、当連結会計年度期首より収益認識会計基準等を適用したことにより減少しております。

営業利益につきましては、画像処理の自社パッケージシステムや、物流向けの自社パッケージシステムの販売が好調であったこと、歌詞検索サービス事業において広告の市況が回復してきたことなどプラスの影響がありましたが、生徒1人に1台パソコンやタブレット端末を整備する「G I G Aスクール」の特需が前期中で終了し今期はなかったことなど、マイナスの影響があり、減益となりました。

【企業サプライ関連事業】

企業サプライ関連事業におきましては、売上高は1,492億28百万円（前連結会計年度は2,532億83百万円）となり、営業利益は160億52百万円（前期比3.6%増）となりました。収益認識会計基準等の適用の影響としましては、売上高は1,411億50百万円減少し、営業利益は55百万円増加しております。

売上高につきましては、原油価格の上昇に伴い石油製品の価格も上昇するなど、プラスの影響がありました。その一方で、当連結会計年度期首より収益認識会計基準等を適用したこと、生コンクリートやセメントなどの建設資材販売事業において北陸新幹線需要の終了に伴い北陸地域の販売数量が減ったことなど、マイナスの影響がありました。以上のことにより、売上高は大きく減少しております。

営業利益につきましては、増加の要因として、ゴンドラ事業において延期されていたビル改修工事等が動き始め販売が好調であったこと、スパイス事業、動物性飼料事業、アクリル板加工販売事業において販売が好調であったことなどがありません。

減少の要因としては、エネルギー事業で石油製品の価格が上昇していった中で価格転嫁が進みにくかったことや、北陸新幹線工事の需要が終了したこと、風力事業においてはF I T期間終了後に発生する風車の撤去に伴う資産除去債務の計上に伴い償却費用が増えたことなどがありません。

〔生活・地域サービス関連事業〕

生活・地域サービス関連事業におきましては、売上高は1,252億96百万円（前連結会計年度は1,150億20百万円）となり、営業利益は30億54百万円（前期比3.0%減）となりました。収益認識会計基準等の適用の影響としましては、売上高は22億56百万円減少し、営業利益は26百万円増加しております。

売上高につきましては、原油価格の上昇に伴い石油製品の価格も上昇したことにより増加しました。

営業利益につきましては、減少の要因として、北陸新幹線工事の需要が終了したことや、カーディーラー事業において半導体不足により新車販売が減少したことなどがありました。

セグメント別の売上高

部門 \ 項目	第104期 (2020/4～2021/3)	第105期 (2021/4～2022/3)
	金 額	金 額
	百万円	百万円
情 報 シ ス テ ム 関 連 事 業	28,669	24,826
企 業 サ プ ラ イ 関 連 事 業	253,283	149,228
生活・地域サービス関連事業	115,020	125,296
合 計	396,973	299,350

2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は51億92百万円であります。主なものといたしましては、 Gondola事業の設備増強やケーブルテレビ事業の伝送路の新設及び更新、また生コンクリート製造設備やガソリンスタンド給油設備の増強等を行いました。

4. 財産及び損益の状況の推移

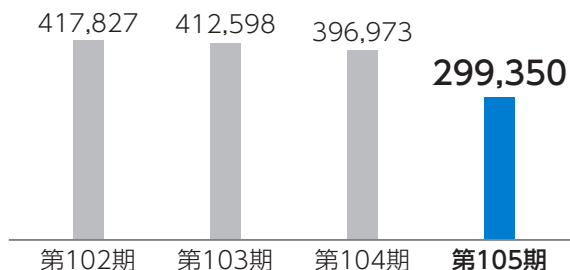
区分	期別	第102期	第103期	第104期	第105期
		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高 (百万円)		417,827	412,598	396,973	299,350
経常利益 (百万円)		20,433	20,138	22,692	22,688
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		12,398	10,440	12,451	13,076
1株当たり当期純利益 (円)		497.58	421.13	128.37	139.45
純資産 (百万円)		138,647	147,466	154,136	156,134
総資産 (百万円)		242,056	231,999	243,543	250,299

- (注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。第104期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

ご参考

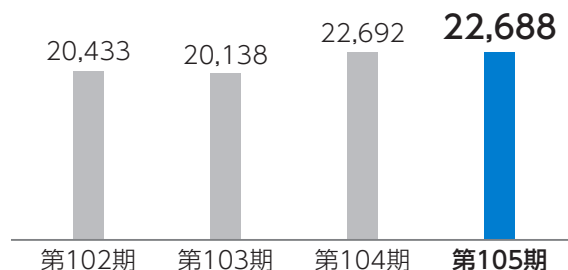
■ 売上高

(百万円)



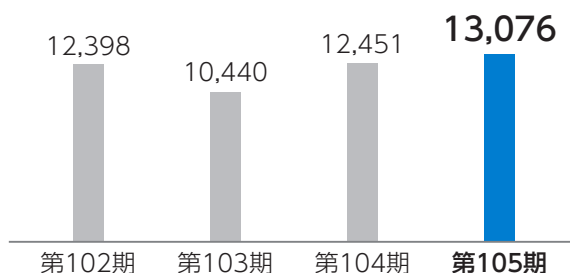
■ 経常利益

(百万円)



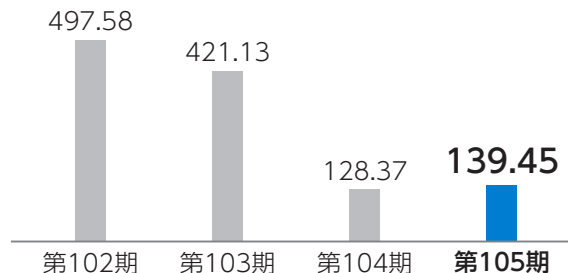
■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



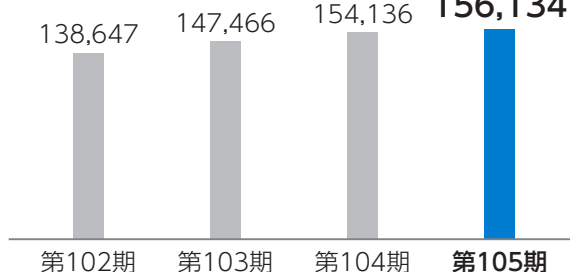
■ 1株当たり当期純利益

(円)



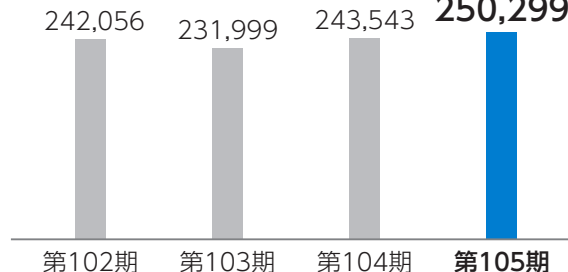
■ 純資産

(百万円)



■ 総資産

(百万円)



(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。第104期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 対処すべき課題

現在の課題として、国内を含むグローバルで時代の流れと共に成長していける新しい事業を加えながら事業のポートフォリオを変えてゆくことに取り組んでいます。

現在の事業ポートフォリオの多くは、人口が減少したりGDPが低迷したりしている日本国内に集中しております。このため、成長するためにはグローバルでも投資を行い成長してゆくこと、中長期的に円安が続くと考えられるので外貨を獲得できる事業を増やすことが重要な課題と考えています。

これからの投資する地域については、海外では環太平洋地域を中心に、人口やGDPが伸びている東南アジアや北米、豪州、また日本では東京のような人口やサービス業が集中する大都市部、また本社のある福井県など地縁のある北陸地区を主に考えています。また、世界情勢は大きく変化しており、様々なリスクや変化を考え決定してゆきます。

投資する事業については、自分たちが事業内容を理解でき、自分たちが運営できそうな事業を中心に投資利回りも考慮しながら決定します。

キーワードは、①競争する上で優位性を持った事業、②業界の勝ち組企業、③グローバルでの事業、④東京など大都市部でのサービス業、⑤勝ち組コア事業の補強、⑥地元北陸地区での事業、⑦ＩＴ関連ではインターネットを使ったサービス事業やパッケージソフト事業などを対象とし投資を行ってゆきます。

ただし一番重要なことは、投資を実行した後に事業をきちんと運営し成長させることです。そのために、現状に満足せず伸びてゆこうとする資質や、リーダーシップ、語学力などを備えたグローバルで活躍する人材と組織を育成し増やします。また、外部から優秀な人材をスカウトしています。

三谷商事単体では、建設関連（セメントや生コンクリートなど）やエネルギー関連（石油製品やLPGなど）のような商品の差別化が難しい事業（非差別化事業）は、シェアとコストを重視し勝ち組を目指してゆきます。情報システム関連などの差別化が図れる事業では、パッケージソフトやインターネット関連事業など利益率や成長率が高い事業を伸ばしてゆきます。三谷商事単体以外のグループ会社の事業でも、差別化ができ、時代の流れに合った事業を伸ばしてゆきます。

今期の投資は54億62百万円でした。国内での投資がほとんどで、ケーブルテレビ事業でのFTTH化投資を中心として、 Gondola事業や新しく開業した道の駅関連での投資などが既存の事業分野でありました。新規事業分野での投資はありませんでした。

現在のグローバルでの投資状況は、2014年3月期にシンガポールでプラスチック製品の販売・加工会社を買収し、2018年3月期はベトナムでスパイス加工販売会社とシンガポールでガスキットの加工販売会社を買収しました。2020年3月期にはシンガポールで飼料原料の販売会社を買収しました。また、2021年3月期にはシンガポールでバルブ製品の輸入販売会社を買収しました。現在、海外でのEVは73億円程度となり全体のEV（750億円程度）の10%程度となりました。今後も海外の比率が増えるよう力を入れてゆきます。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
三 谷 コ ン プ ュ ー タ 株 式 会 社	百万円 112	% 93	ソ フ ト ウ ェ ア パ ッ ケ ー ジ 開 発
日 本 ビ ソ ー 株 式 会 社	175	65	ゴ ン ド ラ 機 械 の 製 造 ・ 販 売 ・ レ ン タ ル
フ ェ ニ ッ ク ス リ ー ス 株 式 会 社	50	100	リ ー ス 事 業
福 井 ケ ー ブ ル テ レ ビ 株 式 会 社	600	36	ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業
鶴 見 石 油 株 式 会 社	45	100	石 油 製 品 の 販 売
ク リ ー ン ガ ス 福 井 株 式 会 社	10	100	ガ ス 及 び 住 宅 設 備 機 器 の 販 売
株式会社ウィンド・パワー・いばらき	30	67	風 力 発 電 事 業
株 式 会 社 シ リ ウ ス	87	99	医 療 機 器、 機 材 の 販 売

- (注) 1. 上記の当社の出資比率には間接所有分は含まれておりません。間接所有しております会社及び出資比率は次のとおりであります。
三谷コンピュータ株式会社1%、福井ケーブルテレビ株式会社9%、株式会社シリウス1%
2. 福井ケーブルテレビ株式会社は支配力基準により連結の範囲に含めております。
3. 連結子会社は113社であり、また持分法適用会社は三谷セキサン株式会社であります。

7. 主要な事業内容

部門	主要な事業内容
情 報 シ ス テ ム 関 連 事 業	ソフトウェアの開発・販売、ハードウェアの販売、コンサルティングサービス、ネットワーク関連サービス、保守サービス、電子デバイスの開発・製造・販売など
企 業 サ プ ラ イ 関 連 事 業	建設資材・石油製品の販売、ゴンドラ機械の製造・販売・レンタル、リース事業、風力発電、プラスチック製品の販売・加工、スパイス加工販売、医療機器・機材の販売など
生 活 ・ 地 域 サ ー ビ ス 関 連 事 業	ケーブルテレビ事業、インターネット事業、自動車の販売、生コンクリートの製造、ガソリンスタンドの運営、プロパンガスの販売、有料老人ホームの運営など

8. 主要な拠点

当 社	福 井 本 社	福井市豊島一丁目3番1号（三谷ビル）
	東 京 本 社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号（丸の内北口ビルディング2階）
	事 業 部	建材（東京都千代田区）、エネルギー（東京都千代田区）、情報システム（福井市）
	支 社	北陸（福井市）、東京、関西（大阪市）、中部（名古屋市）、北関東（さいたま市）、東北（仙台市）
	支店・営業所	福井、嶺南（福井県）、金沢、富山、東京、横浜、千葉、北関東第一（埼玉県）、北関東第二（群馬県）、茨城、宇都宮、信越（長野県）、新潟、大阪、神戸、京都、福知山、和歌山、田辺、奈良、滋賀、長浜、徳島、四国（香川県）、名古屋、岐阜、東濃（岐阜県）、静岡、浜松、三島、山梨、三重、豊橋、豊田、仙台、青森、札幌、福島、白河、広島、福岡、鹿児島
三谷コンピュータ株式会社	本 社	福井県坂井市
日 本 ビ ソ ー 株 式 会 社	本 社	東京都港区
	工 場	長崎県西彼杵郡
フェニックスリース株式会社	本 社	福井市
福井ケーブルテレビ株式会社	本 社	福井市
鶴 見 石 油 株 式 会 社	本 社	横浜市
クリーンガス福井株式会社	本 社	福井市
株式会社ウィンド・パワー・いばらき	本 社	茨城県神栖市
株式会社ウィンド・パワー	本 社	茨城県神栖市
睦 栄 風 力 発 電 株 式 会 社	本 社	青森県上北郡
Mitani Singapore Holdings Pte.Ltd.	本 社	シンガポール
Dama Trading Pte.Ltd.	本 社 工 場	シンガポール
Son Ha Spice & Flavorings Co., LTD.	本 社 工 場	ベトナム

9. 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
1,997名（1,209名）	7名増（74名減）

（注） 上記従業員は、正社員であり、契約社員は（ ）内に外数で記載しております。

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 132,000,000株

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、同日付で発行可能株式総数を33,000,000株から132,000,000株といたしました。

2. 発行済株式の総数 120,008,548株

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、同日付で発行済株式総数は30,002,137株から120,008,548株となりました。

3. 当事業年度末の株主数 1,995名

4. 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
一般財団法人三谷進一育英会	8,997	9.79
三谷セキサン株式会社	8,870	9.65
三谷土地ホーム株式会社	7,572	8.24
三谷親会	6,756	7.35
第一生命保険株式会社	4,195	4.57
三谷宏治	3,540	3.85
三谷聡	3,257	3.55
三谷滋子	2,830	3.08
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,822	3.07
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	2,660	2.90

(注) 持株比率は、自己株式（28,132千株）を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

2014年6月13日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の発行価額 1株当たり517円

新株予約権の行使価額 1株当たり1円

新株予約権の行使条件

新株予約権者は、割当から権利行使時まで継続して当社の取締役であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、死亡時から1年間に限り、相続人で定められた者がこれを行行使することができるものとする。

新株予約権の行使期間 2014年7月2日～2044年7月1日

当社役員の保有の状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数 (新株予約権1個につき100株)	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	344個	普通株式34,400株	1人

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、新株予約権の発行価額及び目的となる株式の数は調整されております。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 谷 聡	情報システム事業部長	
常 務 取 締 役	三谷聡一郎	財務部長	
取 締 役	谷 山 順 道	企画管理本部長	
取 締 役	菅 原 實		菅原工芸硝子(株)代表取締役会長 (株)九十九里自動車教習所代表取締役会長
取 締 役	佐 野 俊 和		コマツサービスエース(株)代表取締役社長 福井小松フォークリフト(株)代表取締役社長 福井鐵工(株)代表取締役会長
取 締 役	渡 辺 崇 嗣		(株)駒屋代表取締役社長
取 締 役	藤 田 知 三		財団医療法人藤田記念病院院長
常 勤 監 査 役	山 本 克 典		
監 査 役	勝 木 重 三		勝木公認会計士事務所所長
監 査 役	橋 本 征 康		

- (注) 1. 取締役佐野俊和氏及び藤田知三氏は社外取締役であり、また両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。監査役勝木重三氏及び橋本征康氏は社外監査役であり、また監査役橋本征康氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役勝木重三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役菅原實氏、佐野俊和氏、渡辺崇嗣氏及び藤田知三氏並びに監査役全員との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
4. 当社は、当社の取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険により補填されません。
5. 常務取締役山崎貞人氏は、2022年3月5日をもって逝去により退任いたしました。
（在任時の担当：情報システム事業部長 兼 情報企画部長）

2. 執行役員の氏名等

(※は取締役兼務者であります。)

地位	氏名	担当
※社長執行役員	三 谷 聡	情報システム事業部長
※常務執行役員	三 谷 聡一郎	財務部長
常務執行役員	柏 治 男	関西支社担当兼北陸支社担当兼中部支社担当
常務執行役員	山 岸 憲 一	北関東支社長兼東北支社長兼東京支社担当
執行役員	高 橋 明 彦	関西支社長
執行役員	西 片 宏 哉	東京支社長
※執行役員	谷 山 順 道	企画管理本部長
執行役員	藤 岡 聡	事業開発部長
執行役員	関 口 匡 一	特命事項担当部長
執行役員	生 野 信 和	Mitani Singapore Holdings Pte.Ltd.社長兼 KLTグループ(3社)社長兼LFA Global Pte.Ltd.社長

(注) 常務執行役員山崎貞人氏は、2022年3月5日をもって逝去により退任いたしました。

(在任時の担当：情報システム事業部長 兼 情報企画部長)

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値が安定し、また持続的に向上するための報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、各取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び役員退職慰労金により構成するものとしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。役員退職慰労金は、退任時に一括して支給する報酬とし、その金額等については、当社が定める役員退職金規程に基づき、基本報酬及び役位に応じて算定するものとしております。

当社の取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬及び役員退職慰労金により構成する固定報酬が、取締役の個人別の報酬等の額の全部を占めることとしております。

また、決定方針の決定は、2021年2月15日開催の取締役会において決議されております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2002年6月25日開催の第85回定時株主総会において、報酬限度額を月額50百万円以内と決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の金銭報酬の額は、1982年2月25日開催の第64回定時株主総会において、報酬限度額を月額2.5百万円以内と決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長三谷聡が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において代表取締役社長が役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役(うち社外取締役)	285(6)	252(4)	－	－	32(1)	8(2)
監査役(うち社外監査役)	19(4)	17(3)	－	－	2(0)	3(2)

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

4. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役佐野俊和氏は、コマツサービスエース株式会社及び福井小松フォークリフト株式会社の代表取締役社長であり、福井鐵工株式会社の代表取締役会長であります。コマツサービスエース株式会社、福井小松フォークリフト株式会社及び福井鐵工株式会社と当社の間には石油製品や情報機器販売等の売上取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役佐野俊和氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、取締役会において積極的な意見と提言を行い、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

社外取締役藤田知三氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回のすべてに出席し、取締役会において積極的な意見と提言を行い、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

社外監査役勝木重三氏は、当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回のすべてに出席し、取締役会においては、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。また、監査役会においては、監査意見について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

社外監査役橋本征康氏は、当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回のすべてに出席し、取締役会においては、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会においては、監査意見について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会において積極的な意見と提言を行い、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額 32百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36百万円

(注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準にあると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当監査役会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、

会計監査人を解任する方針であります。また、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、その他職務の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

6 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員及び従業員に対して、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを求め、またこれらのコンプライアンスに係ることについて社員研修等の実施を通して周知徹底を図る。また、法令上疑義のある行為について、従業員が直接、管理担当役員に情報提供を行う体制をとることとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令や社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドライン等を制定する。

また、工場においては、環境面、労働安全衛生面、品質面を管理し、リスクの防止に取り組むこととする。

万一不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し担当する本部長を決め、各部門の責任者及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーにより構成するチームを組織し、迅速な対応を行い、リスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。

また、経営幹部会を週に1度開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員規程、組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループの管理については、子会社管理規程に基づき、当社財務部において各子会社の管理業務を行う体制をとることとする。また、各子会社の業績については、当社において担当部門又は担当役員を定め、毎月各子会社より業績の報告を受け、当社取締役会に報告することとする。

コンプライアンスについては、担当部門又は担当役員を通して、各子会社が遵守すべき規則又は法令等の周知徹底を図り、法令遵守体制の整備に努めることとする。

リスク管理については、各子会社においてリスク管理のための規則やガイドラインを策定し、これに基づきリスク防止に努めるとともに、万一重大なリスクが発生した場合には、当社担当部門又は担当役員に報告するものとする。

各子会社には、当社取締役及び監査役を派遣するほか、当社監査室による監査を定期的に行い、業務の適正を確保するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとし、当該社員の取締役からの独立性及び監査役の当該社員に対する命令の実効性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会及び重要な会議に出席して意見を述べるものとする。

当社又は当社企業グループに重大な損失や問題が発生するおそれがある場合は、担当部門の責任者は、速やかに監査役に報告するものとする。

また、監査役は取締役・執行役員・従業員及び子会社の取締役・監査役等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努め、これらの者は監査役の求めに応じて随時報告その他の必要な協力するものとする。

当社は、通報者保護に配慮した内部通報制度を設け、監査役への報告を行った者に対して不利な取扱いを行わないものとする。

また、監査の実効性を担保するべく、監査役の職務の執行に必要な経費は会社が負担するものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙

げて毅然とした態度で対応する体制を整える。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する取組み

当社企業集団の全役職員に対して、法令、定款、社内規程及び行動指針の遵守の徹底を図り、社員研修の実施によるコンプライアンス意識の向上に努めております。なお、当事業年度内は、eラーニングによる社員研修を実施しております。

2. リスク管理に関する取組み

リスク管理のための規則やガイドラインに基づき、リスク管理体制を構築するとともに、内部通報規程に基づき、内部通報窓口を設置し、適切に運用しております。

3. 職務の執行の効率性の確保に関する取組み

取締役会は当事業年度中に12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正を高めるため、当社との利害関係を有しない社外取締役2名、社外監査役2名が出席しております。経営に関する重要事項について社外役員の意見等も踏まえ審議・決定し、職務執行状況を監督しており、有効に機能しております。

4. 監査役監査の実効性の確保に関する取組み

監査役会は当事業年度中に12回開催され、常勤監査役は取締役会、経営幹部会等の重要な会議に出席しております。監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で意見交換を行い、情報交換等の連携を図っており、監査の実効性を確保しております。

5. 業務の適正を確保するための取組み

監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の監査、内部統制監査を実施し、その結果を担当役員、代表取締役社長及び監査役に報告しております。

8 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全

体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為（(3)において定義されます。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが専門商社として業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である①当社グループの総合力、②優良な顧客資産、③開拓者精神を核心とする企業風土と健全な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付行為に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様当に当社経営陣の計画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値を向上させるために、既存の事業においては、差別化、シェアアップ、コストダウンを繰り返しながら勝ち残ることを目指しております。また、国内市場や既存事業に固執せず、社是の「開拓者精神」を発揮し、海外市場や新規事業への投資にも積極的に取り組むことにより、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

国内の新規事業におきましては、茨城県の洋上風力発電施設15基に続き、青森県で陸上風力発電施設5基が稼働しております。2018年1月にはODA商社事業にも参入し、開発途上国向けに医療用機器や各種産業資材を輸出販売しております。

また、需要が増え経済成長してゆく海外での事業への取り組みも進め、グローバル化に対応する所存であります。既にシンガポールに海外統括子会社を設立して進出しており、同国でプラスチック製品の販売・加工会社やガasketの加工販売会社や飼料原料の販売会社を買収し事業を展開しており、2021年3月期にはバルブ製品の輸入販売会社を買収いたしました。また、2018年3月期にはベトナムでスパイスの加工販売会社を買収いたしました。今後も引き続きグローバルでの投資にも注力いたします。

基本的な取組みとしましては、今までの無駄のない、低コストで、効率の良い企業活動に加え、国内を含むグローバルで、時代の流れと共に成長してゆける新しい事業に投資し、事業のポートフォリオを変えて成長してゆきます。投資に対する利回りや回収も考え、また買収後の経営を重視し、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を図ってまいります。

当社において、コーポレート・ガバナンスの強化としては、これまでに以下の施策を行ってまいりました。

まず、取締役会につきましては、グループの経営方針、戦略の意思決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけており、取締役を7名体制（内社外取締役2名）で、任期は1年としております。

また、2001年6月27日開催の当社取締役会決議に基づき導入した執行役員制度を業務執行機関として位置づけており、業務執行責任の強化・明確を図っており、現在10名体制で、任期は1年としております。また経営幹部会を原則として毎週1回開催し、業務執行に関する重要事項の審議等を行っております。

さらに、当社は、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監査しております。これに加え、内部統制の整備・充実に着手しております。

これらの業務執行の迅速性及び機動性の強化と経営監視機能の強化により、効率的かつ透明性の高い企業経営を実現していきます。

当社は、コーポレート・ガバナンスとしての内部統制システム等の整備・構築及びコンプライアンス体制の充実にも積極的に取り組んでおり、今後はより一層のガバナンスの強化・充実に取り組んでいく所存であります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2020年5月28日開催の当社取締役会及び2020年6月26日開催の当社第103回定時株主総会の各決議に基づき、2017年6月15日に導入した「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）の内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施の可否について決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否か、及び、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当し、又はその可能性がある行為がなされ、又はなされようとする場合（以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

次に、大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します。当社取締役会は、当該期間内に、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができます。当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施又は新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施に関する会社法上の機関としての決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことができるものとし、なお、取得条項等において、大量買付者等が有する新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行う旨の条項等は設けないこととします。

また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての中止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2020年6月26日開催の定時株主総会においてその更新が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、独立委員会の承認を得た上で、本プランの内容を変更する場合があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitani-corp.co.jp/release/20200527ir.pdf>) で公表している2020年5月28日付プレスリリース「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2) に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2) に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3) に記載した本プランも、(3) に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施又は株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができるとされていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	191,760
現金及び預金	89,904
受取手形、売掛金及び契約資産	71,822
電子記録債権	8,716
リース投資資産	1,776
棚卸資産	11,801
その他	7,784
貸倒引当金	△46
固定資産	58,538
有形固定資産	37,964
建物及び構築物	12,871
機械装置及び運搬具	10,920
工具、器具及び備品	2,156
土地	11,462
その他	552
無形固定資産	2,237
のれん	887
その他	1,350
投資その他の資産	18,336
投資有価証券	12,218
繰延税金資産	1,227
その他	4,921
貸倒引当金	△30
資産合計	250,299

科目	金額
負債の部	
流動負債	81,317
支払手形及び買掛金	57,912
短期借入金	4,762
未払法人税等	3,431
契約負債	3,188
賞与引当金	2,248
工事損失引当金	468
投資損失引当金	81
その他	9,222
固定負債	12,847
長期借入金	3,684
退職給付に係る負債	1,460
役員退職慰労引当金	974
資産除去債務	4,159
その他	2,569
負債合計	94,165
純資産の部	
株主資本	135,358
資本金	5,008
資本剰余金	3,609
利益剰余金	149,895
自己株式	△23,155
その他の包括利益累計額	1,072
その他有価証券評価差額金	855
為替換算調整勘定	168
退職給付に係る調整累計額	49
新株予約権	17
非支配株主持分	19,684
純資産合計	156,134
負債・純資産合計	250,299

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		299,350
売上原価		252,421
売上総利益		46,929
販売費及び一般管理費		26,195
営業利益		20,733
営業外収益		2,718
受取配当金	260	
固定資産賃貸料	373	
為替差益	663	
その他	1,421	
営業外費用		764
支払利息	89	
売上割引	109	
賃貸資産減価償却費	77	
その他	487	
経常利益		22,688
特別利益		300
補助金収入	241	
その他	59	
特別損失		1,331
制度移行時調整金	487	
減損損失	311	
固定資産圧縮損	272	
その他	259	
税金等調整前当期純利益		21,657
法人税、住民税及び事業税		6,531
法人税等調整額		296
当期純利益		14,829
非支配株主に帰属する当期純利益		1,752
親会社株主に帰属する当期純利益		13,076

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,008	3,578	139,646	△13,016	135,217
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	256	－	256
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,008	3,578	139,903	△13,016	135,474
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△3,138	－	△3,138
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	13,076	－	13,076
自己株式の取得	－	－	－	△10,133	△10,133
連結範囲の変動	－	－	53	－	53
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	－	－	－	△5	△5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	31	－	－	31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	31	9,992	△10,138	△115
当期末残高	5,008	3,609	149,895	△23,155	135,358

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計
当期首残高	741	△457	456	740
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	741	△457	456	740
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	—	—	—	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	113	625	△407	331
当期変動額合計	113	625	△407	331
当期末残高	855	168	49	1,072

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	17	18,160	154,136
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	256
会計方針の変更を反映した当期首残高	17	18,160	154,392
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△3,138
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	13,076
自己株式の取得	—	—	△10,133
連結範囲の変動	—	—	53
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	—	—	△5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	1,524	1,856
当期変動額合計	—	1,524	1,741
当期末残高	17	19,684	156,134

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 113社

主要な連結子会社名：三谷コンピュータ(株)、日本ビソー(株)、フェニックスリース(株)、福井ケーブルテレビ(株)、鶴見石油(株)、クリーンガス福井(株)、(株)ウィンド・パワー・いばらき、(株)ウィンド・パワー、(株)シリウス

(2) 連結の範囲から除外した理由

非連結子会社（福井テクノサービス(株)他36社）は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社 会社名：三谷セキサン(株)

(2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社（福井テクノサービス(株)他36社）及び関連会社（福井ガスセンター(株)他16社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、Mitani Singapore Holdings Pte.Ltd.他10社の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 3～15年

工具、器具及び備品 5～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づく繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれる工事について損失見込額を計上しております。
- ④投資損失引当金
関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑤役員退職慰労引当金
当社及び一部の連結子会社は、役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ①退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（１年）により翌連結会計年度から費用処理しております。
- ②収益及び費用の計上基準
- ・商品及び製品の販売に係る収益認識
商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
 - ・工事契約及び受注制作ソフトウェアに係る収益認識
工事契約及び受注制作ソフトウェアについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

- ・ガス事業に係る収益認識
 LPガス販売において、検針日から決算日までの使用数量等を見積み、収益を認識しております。
- ・ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で償却することとしております。

会計方針の変更

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

②工事契約及び受注制作ソフトウェアに係る収益認識

工事契約及び受注制作ソフトウェアに関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③割賦販売取引に係る収益認識

割賦販売について、従来は割賦基準により収益を認識しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された時点で収益を認識する方法に変更しております。

④ガス事業に係る収益認識

LPガス販売において、従来は毎月の検針による使用量に基づき収益を認識しておりましたが、検針日から決算日までの使用数量等を見積み、収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(2) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の売上高は1,449億59百万円減少し、売上原価は1,450億10百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は51百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は2億56百万円増加しております。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」にそれぞれ区分表示しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

①当連結会計年度計上金額 311百万円

②見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの保有する固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき適時に処理を実施しております。減損の測定に至った場合に見積ることになる回収可能価額は、事業に供している資産については正味売却価額もしくは使用価値を使用し、遊休及び休止資産については主として正味売却価額を使用しております。使用価値を算定するために利用した将来キャッシュ・フローについては、予算等社内における管理会計の計画数値を基に見積りを行っております。当社グループにおいては、減損リスクの管理として、新たな案件発生の可能性の把握と対応及び既に減損処理した案件についての定期的な回収可能価額の見直しを行っております。

事業損益の見込の悪化、新たな遊休及び休止資産の発生等があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	5,622百万円
売掛金	63,006百万円
契約資産	3,193百万円

2. 担保資産及び担保付債務
担保に供している資産

定期預金	15百万円
棚卸資産	752百万円
建物及び構築物	50百万円
機械装置及び運搬具	205百万円
土地	134百万円
投資その他の資産(その他)	61百万円
計	1,218百万円
上記担保に対応する債務	
支払手形及び買掛金	13,374百万円
短期借入金	652百万円
計	14,026百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	52,962百万円
4. 受取手形裏書譲渡高	46百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 297,077百万円

2. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	報告セグメント	用途	種類
富山県 他	生活・地域サービス関連事業	店舗等	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具等

当社グループは、原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを実施しており、賃貸用資産及び遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、当社及び連結子会社の事業用資産の一部について営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなり、当初予定していた収益を将来において見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に311百万円計上しております。その内訳は、建物及び構築物196百万円、機械装置及び運搬具91百万円、その他23百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため具体的な割引率の算定は行わず、使用価値は備忘価額をもって評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行株式数の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	30,002,137株	90,006,411	－	120,008,548株

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が90,006,411株増加しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月11日 定時株主総会	普通株式	1,582百万円	利益剰余金	65.00円	2021年3月31日	2021年6月14日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	1,555百万円	利益剰余金	64.00円	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	1,653百万円	利益剰余金	18.00円	2022年3月31日	2022年6月20日

3. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 34,400株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、それぞれの事業の投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引はリスクを回避するために利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びファインンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の信用管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

外貨預金については、当社財務部が経営幹部会の承認を得て行っており、実績は取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が常時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額3,915百万円）は、次表に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金	68,628		
貸倒引当金	△46		
	68,582	68,582	－
(2) 投資有価証券	8,302	21,766	13,464
資産計	76,884	90,349	13,464
(1) 支払手形及び買掛金	57,912	57,912	－
(2) 短期借入金	4,762	4,762	－
(3) 長期借入金	3,684	3,683	△0
負債計	66,359	66,358	△0

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下に3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用期間は各除去債務により個別に使用見込期間（6年から46年）を見積り、割引率は使用見込期間に対する国債利回りを参考に合理的と考えられる利率を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,148百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7百万円
時の経過による調整額	3百万円
見積りの変更による増加額	－百万円
期末残高	4,159百万円

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	情報システム 関連事業	企業サプライ 関連事業	生活・地域 サービス 関連事業	合計
一時点で移転される財	20,065	139,528	117,968	277,562
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	4,760	7,440	7,314	19,515
顧客との契約から生じる収益	24,826	146,969	125,282	297,077
その他の収益	－	2,259	13	2,273
外部顧客への売上高	24,826	149,228	125,296	299,350

〔注〕「その他の収益」には、リース取引により生じた収益等を含めております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	71,806	77,345
契約資産	2,456	3,193
契約負債	3,682	3,794

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、26億14百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当初に予想される契約期間が1年超の契約について、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

1年以内	5,155百万円
1年超2年以内	3,903百万円
2年超3年以内	757百万円
3年超	763百万円
合計	10,579百万円

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,507円42銭
- 1 株当たり当期純利益 139円45銭

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	137,246
現金及び預金	51,855
受取手形、売掛金及び契約資産	54,094
電子記録債権	7,945
商品及び製品	2,223
関係会社短期貸付金	18,481
その他	5,039
貸倒引当金	△2,392
固定資産	28,202
有形固定資産	8,431
建物	1,778
構築物	841
機械及び装置	237
土地	5,361
その他	213
無形固定資産	554
ソフトウェア	425
その他	129
投資その他の資産	19,215
投資有価証券	2,188
関係会社株式	12,084
関係会社長期貸付金	2,322
その他	2,651
貸倒引当金	△30
資産合計	165,449

科目	金額
負債の部	
流動負債	61,815
支払手形及び買掛金	52,217
短期借入金	750
1年以内返済予定の長期借入金	445
未払法人税等	1,258
賞与引当金	1,186
投資損失引当金	81
その他	5,875
固定負債	2,000
長期借入金	350
役員退職慰労引当金	747
その他	903
負債合計	63,815
純資産の部	
株主資本	101,041
資本金	5,008
資本剰余金	3,330
その他資本剰余金	3,330
利益剰余金	115,726
利益準備金	1,252
その他利益剰余金	114,474
配当積立金	600
研究開発積立金	500
別途積立金	77,900
繰越利益剰余金	35,474
自己株式	△23,024
評価・換算差額等	574
その他有価証券評価差額金	574
新株予約権	17
純資産合計	101,633
負債・純資産合計	165,449

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		177,895
売上原価		157,408
売上総利益		20,487
販売費及び一般管理費		8,733
営業利益		11,754
営業外収益		3,735
受取利息及び配当金	1,637	
固定資産賃貸料	614	
為替差益	1,116	
その他	366	
営業外費用		680
支払利息	321	
売上割引	72	
賃貸資産減価償却費	266	
その他	19	
経常利益		14,809
特別利益		59
投資有価証券売却益	30	
その他	28	
特別損失		1,302
関係会社貸倒引当金繰入損	772	
制度移行時調整金	487	
その他	42	
税引前当期純利益		13,566
法人税、住民税及び事業税		3,222
法人税等調整額		643
当期純利益		9,700

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	5,008	—	3,330	3,330
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,008	—	3,330	3,330
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	5,008	—	3,330	3,330

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		配当積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,252	600	500	77,900	28,893	109,145
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	18	18
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,252	600	500	77,900	28,912	109,164
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△3,138	△3,138
当期純利益	—	—	—	—	9,700	9,700
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	6,562	6,562
当期末残高	1,252	600	500	77,900	35,474	115,726

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△12,891	104,593	528	528	17	105,139
会計方針の変更による累積的影響額	－	18	－	－	－	18
会計方針の変更を反映した当期首残高	△12,891	104,612	528	528	17	105,158
当期変動額						
剰余金の配当	－	△3,138	－	－	－	△3,138
当期純利益	－	9,700	－	－	－	9,700
自己株式の取得	△10,133	△10,133	－	－	－	△10,133
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	46	46	－	46
当期変動額合計	△10,133	△3,570	46	46	－	△3,524
当期末残高	△23,024	101,041	574	574	17	101,633

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～50年

構 築 物 7～45年

機械及び装置 3～15年

そ の 他 5～15年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づく繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（1年）により翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品及び製品の販売に係る収益認識

商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、

当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(2) 工事契約及び受注制作ソフトウェアに係る収益認識

工事契約及び受注制作ソフトウェアについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) ガス事業に係る収益認識

L Pガス販売において、検針日から決算日までの使用数量等を見積り、収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

②工事契約及び受注制作ソフトウェアに係る収益認識

工事契約及び受注制作ソフトウェアに関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ガス事業に係る収益認識

L Pガス販売において、従来は毎月の検針による使用量に基づき収益を認識しておりましたが、検針日から決算日までの使用数量等を見積み、収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って

おり、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に新たな会計方針を遡及適用していません。

(2) 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度の売上高は1,757億42百万円減少し、売上原価は1,757億51百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は9百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は18百万円増加しております。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

2. 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度計上額

当事業年度に計上した減損損失はありません。

(2) 見積りの内容に関する理解に資する情報

会計上の見積りに関する情報は、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務
担保に供している資産

定期預金	15百万円
建土	14百万円
土地	134百万円
計	163百万円

上記担保に対応する債務

買掛金	13,374百万円
-----	-----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	5,395百万円
--	----------

3. 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	29,990百万円
長期金銭債権	2,322百万円
短期金銭債務	4,023百万円

4. 保証債務

下記の会社の仕入債務等に保証を行っております。

福井建販(株)	6百万円
中京建販(株)	11百万円
その他の	17百万円
計	35百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	73,237百万円
仕入高	574百万円
営業取引以外の取引高	2,265百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	5,648,421株	22,484,354株	一株	28,132,775株

(注) 自己株式の株式数の増加22,484,354株は、株式分割(1:4)による増加17,113,839株、自己株式取得による増加5,370,400株、単元未満株式の買取りによる増加115株であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金及び未払事業税の損金不算入額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、長期前払年金費用であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	睦栄風力発電(株)	所有 直接70.0%	兼任2人	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金	216
				利息の受取 (注1)	25	関係会社 長期貸付金	1,363
子会社	ブレード通商(株)	所有 直接100.0%	—	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金	3,033
				利息の受取 (注1)	2	関係会社 長期貸付金	—
子会社	福井ビジネスデベロ ップメント(株)	所有 直接100.0%	—	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金	2,307
				利息の受取 (注1)	2	関係会社 長期貸付金	—
子会社	東アジアキャピタル (株)	所有 直接100.0%	—	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金	2,806
				利息の受取 (注1)	2	関係会社 長期貸付金	—
子会社	東洋アセット(株)	所有 直接100.0%	—	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金	2,005
				利息の受取 (注1)	2	関係会社 長期貸付金	—
子会社	日本ビソー(株)	所有 直接65.0%	兼任3人	資金の借入 (注1、2)	13,631	関係会社 短期借入金	—
				利息の支払 (注1)	138	関係会社 長期借入金	—
子会社	三谷コンピュータ(株)	所有 直接93.3% 間接1.1%	兼任2人	資金の借入 (注1、2)	3,954	関係会社 短期借入金	—
				利息の支払 (注1)	39	関係会社 長期借入金	—
子会社	ミテネインターネッ ト(株)	所有 直接8.8% 間接77.3%	—	資金の借入 (注1、2)	2,745	関係会社 短期借入金	—
				利息の支払 (注1)	27	関係会社 長期借入金	—
子会社	福井ケーブルテレビ(株)	所有 直接35.9% 間接 8.8%	兼任2人	資金の借入 (注1、2)	2,218	関係会社 短期借入金	—
				利息の支払 (注1)	20	関係会社 長期借入金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付及び借入金利につきましては、市場金利等を勘案しております。

(注) 2. 資金の借入の取引金額は、期中平均金額を記載しております。

2. 役員及び個人株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	コマツサービスエース (株)	—	製品等の販売 及び保守	当社取扱製 品等の販売 及び保守	10	売 掛 金	2
	福井小松フォークリフ ト(株)						
	福井鐵工(株)						

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 営業取引における価格その他の取引条件については、個別に交渉の上一般取引と同様に決定しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額 1,106円01銭

2. 1 株当たり当期純利益 101円99銭

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書（連結） 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

三谷商事株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桐 川 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 原 鉄 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三谷商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三谷商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（個別） 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

三谷商事株式会社
取締役会 御中太陽有限責任監査法人
北陸事務所指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 石 原 鉄 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三谷商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（連結・個別） 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年5月18日

三谷商事株式会社 監査役会

常勤監査役 山 本 克 典 ㊞

社外監査役 勝 木 重 三 ㊞

社外監査役 橋 本 征 康 ㊞

以 上

株主総会会場 ご案内図

福井県織協ビル

福井市大手3丁目7番1号 10階ホール

☎(0776)22-1411

- JR福井駅（西口）より徒歩7分
- 福井ICから…約15分
(福井市大手駐車場をご利用ください)



三谷商事株式会社

<https://www.mitani-corp.co.jp/>

